

河津町高齢者いきいきセンター
新型コロナウイルス感染症対策に基づく施設利用基準

令和2年9月28日（改正）

令和3年1月15日（改正）

令和3年2月9日（改正）

河津町健康福祉課

令和3年2月15日より河津町高齢者いきいきセンターを使用する団体等は、以下の点に留意し使用するようお願いいたします。

なお、使用は静岡県内在住者に限らせていただきますのでご了承ください。

1 対象施設

施設区分	内容
高齢者いきいきセンター	遊戯室 保育室1（もも） 保育室2（まつ） 職員室

2 【基本的な利用基準】

人との接触を避け、対人距離を確保すること。

利用者は利用前に検温し、体温が高い方は利用を控えること。

発熱がなくても、風邪等の諸症状がある方は利用を控えること。

利用者はマスクをできる限り着用すること。

（体調や状況に応じて、各自で判断してください。熱中症などにはくれぐれもご注意ください。）

入室時には玄関に設置してあるアルコール消毒薬により手指消毒を行うこと。

利用前、利用後は換気を行い、利用中は1時間に5分以上の換気を行うこと。

利用者相互が接触するような行動（運動等）は避けてください。

当日の利用者名簿を作成し、施設利用後に提出してください。

（カギの返却時に使用記録と利用者名簿を提出願います）

施設利用時に出たごみは利用者にて持ち帰り処分してください。

利用終了後は備え付けの施設用消毒薬にて利用器具の消毒をお願いします。

（利用した部屋・トイレ・玄関・廊下の手すり、ドアノブ、蛇口、机、椅子等）

トレーニングマシンの利用については、利用者で用意するアルコール消毒薬にて消毒をお願いします。

